

行動計画策定に当たっての協議の要点

九州ブロック協議会では、大規模災害発生時に、地域ブロック内の関係者が足並みをそろえ、ブロック全体で相互に連携して災害廃棄物処理に当たっていくため、行動計画の策定に取り組みます。

【行動計画策定の前提条件】

- 被災した市町村や県内単独では処理が困難で、複数の県が連携して処理を要するような大規模災害における災害廃棄物の処理について整理することとします。
- 行動計画では、九州ブロック内の連携の在り方に主体を置き、各県及び市町村における被害想定や災害廃棄物処理の進め方等については、それぞれが策定する災害廃棄物処理計画の中で網羅されるものとします。
- 行動計画は、本年度策定するものを確定的なものせず、各自治体における災害廃棄物処理計画や被害想定の見直し、災害廃棄物処理に関する法体系や情勢の変化、ブロック内における処理の方向性の変化、新たな処理手法や技術の開発等に伴い、ブロック協議会での協議等を経て必要な見直しを行っていくものとします。

【行動計画における整理事項】

- 被災した自治体と支援を行う自治体及び関係者のそれぞれの役割をフローで整理します。
- 行動指針に示される項目を基本としますが、より実効性を高めるため、熊本地震の対応経験をもとにした、課題や好取組についても整理を行う予定です。
- 九州ブロック内の各自治体の災害廃棄物処理に対する経験や備えについて、アンケート調査を行った結果をとりまとめます。

【第3回協議会における協議の要点】

広域連携時の災害廃棄物処理においては、支援側と受援側それぞれで、円滑に情報の共有、交換がなされることが重要なポイントであると捉えており、このことを行動計画の中で示す必要があると考えています。

発災時において支援側は、被災自治体に対して支援のためのアプローチを行うと考えられますが、被災自治体は自治体としての機能を大きく損なっており、多数の支援者を管理できません。

したがって、被災自治体の負担を極力増大させることなく、速やかに支援の輪を拡大するためには、支援側の中に支援者の動きを管理・調整する役割を持たせることが有効と考えます。

例としては、①広域連携時に被災県を中心的に支援する「幹事県」を設定する、②九州地方環境事務所が支援側の一元的な窓口になる、といった方法が挙げられます。

※①の例は、中国四国ブロックや、中部ブロックなどで県ごとの具体的な設定があります。九州ブロックでは、「九州・山口9県災害時応援協定」において、九州地方知事会長が支援担当県を設定するという考え方は示されていますが、個々の被災県に対する具体的な支援担当県が示されているわけではありません。

<協議のポイント>

- 広域連携を円滑に行うために、被災自治体が必要とする支援と、支援側の動きや役割をどのように管理・調整すればよいか。

【広域連携の在り方のイメージ（例）】

